

# 労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

## 河本社労士事務所

(編集担当:伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 船場 ISビル 5F Tel:06-6264-6264 Fax:06-6264-6265

### 高年齢雇用者の実態について

今回は、「改正高年齢者雇用安定法」施行後、高齢者の雇用についてどのような取り組みをされたのか、またその一方で感じた課題について伺ったアンケート調査の結果をご紹介します。(実施期間:2018年3月26日(水)~2018年4月24日(火) 有効回答数:241名)

65歳までの雇用確保措置を実施した企業は、全体の72%。その中で、もっとも多かった企業の対応は「定年後の継続雇用制度の導入」93%。2年前の同調査では74%となり「継続雇用制度」を導入した企業が大幅に増加しています。

#### 高年齢者を雇用する目的

- ① 「経験や知識の活用」を挙げた企業が最も多く、72% ② 「スキルやノウハウの伝承」が54%

高年齢者の経験・知識・人脈の活用や、企業イメージの向上にも繋がっているというコメントも散見されています。

#### 高年齢者雇用に対する課題

- ① 「世代交代の停滞」44% ② 「処遇・評価制度の設計」 ③ 「戦力化やモチベーションの持たせ方」

#### 高年齢者雇用について今後の方針

- ① 「法定義務の範囲で対応していく」46% ② 「状況を見て対応を検討する」35% ③ 「法定義務を超えて自主的に対応する」13%

### ミドルの副業(パラレルキャリア)について

35歳以上の転職経験のある方を対象に「副業(パラレルキャリア)」について伺ったアンケート調査の結果と、副業に関して、企業として押さえておくべきポイントをご紹介します。(エン・ジャパン株式会社が運営する転職サイトを利用している35歳以上の転職経験のあるユーザーを対象に1,144名から回答を得たもの)

調査結果概要 ~3割のミドルが「現在、副業をしている」と回答~

★ 副業をする理由:年収1000万円以上は「知見が広がる」、年収1000万円未満は「報酬」。

★ 副業の取り組み、第1位は「本業以外の単発の仕事」。

★ 副業をしているミドルの5割が「本業で役に立った」と回答。

○本業では出会えない業種の人々と仕事をすることにより、固定概念を崩していくことができる。 (37歳女性)

○指導する側から指導される側になり初心を思い出すことができた。部下育成の参考になった。 (46歳男性)

#### Oneポイント

#### 労働時間の取り扱いについて

労働基準法第38条では、労働時間に関する規定の適用について、**本業・副業双方の労働時間を通算します。**労働時間を通算した結果、労働基準法第32条又は第40条に定める法定労働時間を超えて労働させる場合には、使用者は、自社で発生した法定外労働時間について、同法第36条に定める時間外及び休日の労働に関する協定(いわゆる36(サブロク)協定)を締結し、また、同法第37条に定める割増賃金を支払わなければなりません。このとき、**労働基準法上の義務を負うのは、当該労働者を使用することにより、法定労働時間を超えて当該労働者を労働させるに至った(すなわち、それぞれの法定外労働時間を発生させた)使用者です。**

従って、一般的には、**通算により法定労働時間を超えることとなる所定労働時間を定めた労働契約を時間的に後から締結した使用者**が、契約の締結に当たって、当該労働者が他の事業場で労働していることを確認した上で契約を締結すべきことから、同法上の義務を負うこととなります。但し、通算した所定労働時間が既に法定労働時間に達していることを知りながら労働時間を延長するときは、先に契約を結んでいた使用者も含め、延長させた各使用者が同法上の義務を負うこととなります。